

審議事項③

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

令和7年12月 日
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」の次に「」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を加える。

第26条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110」に改め、同条同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

事務職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			

53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000				
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400				
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800				
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100				
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600				
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000				
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400				
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700				
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					

109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
再雇用職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、教授、准教授及び講師以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教員職員給料表

職員の区分	号	職務の級 給	1級	2級	3級
			給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	1		354,200	408,200	475,300
	2		355,800	409,800	484,100
	3		357,400	411,100	492,700
	4		358,900	412,300	501,100
	5		360,400	413,500	509,500
	6		362,000	414,500	517,500
	7		363,600	415,500	525,000
	8		365,100	416,400	532,200
	9		366,500	417,300	539,100
	10		368,500	418,300	545,000
	11		370,500	419,400	549,600
	12		372,400	420,500	553,000
	13		374,200	421,500	556,400
	14		375,800	422,600	559,500
	15		377,400	423,600	562,400
	16		378,800	424,600	564,900
	17		380,100	425,600	567,000
	18		381,600	426,700	
	19		382,800	427,800	
	20		384,100	428,900	
	21		385,400	429,900	
	22		386,600	431,000	
	23		387,800	432,100	
	24		388,900	433,200	
	25		390,000	434,100	
	26		391,300	435,200	
	27		392,600	436,200	
	28		393,900	437,200	
	29		395,100	438,100	
	30		396,400	439,200	
	31		397,700	440,200	
	32		398,900	441,300	

	33	400, 100	442, 300
	34	401, 300	443, 500
	35	402, 500	444, 600
	36	403, 600	445, 800
	37	404, 600	446, 500
	38	405, 800	447, 400
	39	406, 900	448, 300
	40	407, 900	449, 100
	41	409, 000	449, 900
	42	410, 200	450, 800
	43	411, 300	451, 600
	44	412, 400	452, 300
	45	413, 300	453, 000
	46	414, 300	453, 900
	47	415, 300	454, 800
	48	416, 200	455, 700
	49	417, 400	456, 600
	50	418, 700	457, 500
	51	420, 100	458, 500
	52	421, 400	459, 400
	53	422, 200	460, 400
	54	423, 200	461, 400
	55	424, 200	462, 300
	56	425, 300	463, 300
	57	426, 200	464, 200
	58	426, 900	465, 100
	59	427, 700	466, 000
	60	428, 400	467, 000
	61	429, 100	467, 800
	62	429, 900	468, 200
	63	430, 700	468, 800
	64	431, 300	469, 400
	65	431, 900	470, 000
	66	432, 200	470, 700
	67	432, 500	471, 000
	68	432, 800	471, 600
	69	433, 100	472, 000
	70	433, 400	472, 300
	71	433, 600	472, 600

	72	433, 900	472, 900	
	73	434, 100	473, 200	
	74	434, 300		
	75	434, 600		
	76	434, 900		
	77	435, 100		
	78	435, 300		
	79	435, 600		
	80	435, 900		
	81	436, 100		
	82	436, 300		
	83	436, 600		
	84	436, 900		
	85	437, 100		
	86	437, 400		
	87	437, 700		
	88	437, 900		
	89	438, 100		
	90	438, 400		
	91	438, 700		
	92	438, 900		
	93	439, 100		
再雇用職員		309, 800	332, 500	419, 500

備考 この表は、教授、准教授及び講師に適用する。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の106.25」に改め、同条同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第3条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の170」の次に「」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の180」を加える。

第4条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年12月 日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は令和7年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内扱いとみなす。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正について

【令和7年度人事院勧告及び青森県人事委員会勧告による給与改定等】

1 改正趣旨

人事院勧告（令和7年8月7日実施）及び青森県人事委員会勧告（令和7年10月6日実施）を勘案して、青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても給料月額や期末・勤勉手当の支給率の引上げなど、所要の改正を行うもの。

2 主な給与改定のポイント

- (1) 初任給をはじめ若年層に重点を置いて、全ての職員の給料月額を引上げ。
- (2) 期末・勤勉手当の支給月数について、年間0.10月の引上げ。
- (3) 役員の期末手当の支給月数について、年間0.10月の引上げ。

3 具体的な規程の改正内容

- (1) 給料表の引上げ
→ 別表第1及び別表第2のとおり
- (2) 期末・勤勉手当の支給月数の改定
→ 下表のとおり
- (3) 役員の期末手当の支給月数の改定
→ 下表のとおり

令和7年度 (単位:月数)

区分	手当名	6月期	1・2月期	年計	前年度比
職員 (第1条)	期末	1.250	1.250 → 1.275	2.500 → 2.525	+ 0.025
	勤勉	1.025	1.025 → 1.100	2.050 → 2.125	+ 0.075
再雇用職員 (第1条)	期末	0.700	0.700 → 0.725	1.400 → 1.425	+ 0.025
	勤勉	0.500	0.500 → 0.525	1.000 → 1.025	+ 0.025
役員 (第3条)	期末	1.700	1.700 → 1.800	3.400 → 3.500	+ 0.10

(参考)

無期雇用嘱託職員、常勤嘱託職員、臨時職員	期末	1.250	1.250 → 1.275	2.500 → 2.525	+ 0.025
	勤勉	1.025	1.025 → 1.100	2.050 → 2.125	+ 0.075

※該当する職員はいないが、再雇用職員の規定も併せて改正

令和8年度以降

(単位:月数)

区分	手当名	6月期	12月期	年計	前年度比
職員 (第2条)	期末	1,250 → 1,2625	1,275 → 1,2625	2,525	—
	勤勉	1,025 → 1,0625	1,100 → 1,0625	2,125	—
再雇用職員 (第2条)	期末	0,700 → 0,7125	0,725 → 0,7125	1,425	—
	勤勉	0,500 → 0,5125	0,525 → 0,5125	1,025	—
役員 (第4条)	期末	1,700 → 1,750	1,800 → 1,750	3,500	—

(参考)

無期雇用嘱託職員、常勤嘱託職員、臨時職員	期末	1,250 → 1,2625	1,275 → 1,2625	2,525	—
	勤勉	1,025 → 1,0625	1,100 → 1,0625	2,125	—

※該当する職員はいないが、再雇用職員の規定も併せて改正

4 施行期日

[令和7年度に係る改正] → 決裁日 (適用日: 令和7年4月1日)
 [令和8年度以降に係る改正] → 令和8年4月1日

5 影響額

給料表の改定、期末手当、勤勉手当の引上げに係る影響額 (全体)

約 20,047 千円の増

【参考】無期雇用嘱託職員、常勤嘱託職員、臨時職員に対する報酬、期末手当及び勤勉手当の引上げに係る影響額 約 4,637 千円の増

6 その他

○通勤手当の改定

- 自動車等使用者に対する支給額の上限を引上げ

区分	上限距離区分	上限手当額
四輪自動車	80 km → 100 km	46,000 円 → 66,200 円 (+20,200 円)
四輪自動車以外	60 km (改定なし)	24,500 円 → 27,300 円 (+2,800 円)

- 駐車場等の利用に対する通勤手当 (月 5,000 円上限) を新設

※ 青森県人事委員会規則の改正案等が未達のため、令和8年3月開催理事会で改正案を提出予定 (施行期日: 令和8年4月1日)

7 今後の予定

令和8年1月30日 (金) 対象者へ差額支給

・令和7年度に係る改正（第1条関係）

改正後	改正前
(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 別表第1（事務職員給料表）・・・・全改 別表第2（教員職員給料表）・・・・全改	(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 別表第1（事務職員給料表） 別表第2（教員職員給料表）

公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）新旧対照表

・令和8年度以降に係る改正（第2条関係）

改正後	改正前
(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の1 26.25</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6月に支給 する場合には100分の125、12月に支給する 場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 再雇用職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは 「 <u>100分の71.25</u> 」 とする。	3 再雇用職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは 「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」 とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。
4～6 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの 基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死 亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇さ れ、又は死亡した日現在。次項において同じ。） において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>10 0分の106.25</u> を乗じ て得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職 員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	4～6 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの 基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死 亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇さ れ、又は死亡した日現在。次項において同じ。） において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>6 月に支給する場合には100分の102.5、1 2月に支給する場合には100分の110</u> を乗じ て得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職 員の勤勉手当基礎額に <u>6月に支給する場合には 100分の50、12月に支給する場合には10 0分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）新旧対照表

・令和7年度に係る改正（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の180」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>2 (略)</p>

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）新旧対照表

・令和8年度以降に係る改正（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の180」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>2 (略)</p>